

不適合事象とは？

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）、あるいは要求事項（規格、法規制、業務要求水準など）を満たしていないことをいいます。

国崎クリーンセンターでは、法律等で報告が義務づけられているトラブルから、通常の点検で見つかる計器や照明の故障などに至るまで、広い範囲の不具合事象が対象になります。

当組合では、不適合事象が発生した場合及びその影響・被害が拡大していった場合の影響・被害の度合いで、区分1（重度）、区分2（中度）、区分3（軽度）、区分4（その他）の4段階を設定しています。

区分1は、法令に基づく届出・報告が必要な重度の事故や死亡事故が発生したものです。

区分2は、法令に基づく届出・報告が必要な中度の事故や負傷事故が発生したものの、あるいは、施設の排ガス管理基準を超過したもの、また、停電、地震などで施設の運転に重大な支障が発生したものです。

区分3は、法令に基づく届出・報告が必要な軽度の事故や廃棄物処理法第21条の2（事故時の措置）で定める、届出には及ばない初期消火で鎮火できた火災、あるいは、停電、地震などで施設の運転に軽微な支障が発生したものです。

区分4は、区分1・2・3以外の不適合事象で、部品交換などで補修等が可能なもので、施設の運転に影響のないものやその事象が発生した後も、直ちに設備の再起動が可能なものです。

不適合事象が発生したときには、その区分に応じて、責任及び対応体制を定めています。

不適合事象の区分に応じた責任及び対応体制

区分	対応組織	対応責任者	不適合事象 主対応者	報告先	公表先
1	不適合事象 対策本部	管理者	事務局長	兵庫県 大阪府 法令規定の報告先	組合議会 環境保全委員会 周辺地域住民協議会 記者発表 ホームページ掲載
2	不適合事象 対策委員会	事務局長	事務局主幹	構成市町長 法令規定の報告先	組合議会 環境保全委員会 周辺地域住民協議会 ホームページ掲載
3	不適合事象 対策委員会	事務局長	事務局主幹	構成市町担当部長 法令規定の報告先	組合議会 環境保全委員会 周辺地域住民協議会 ホームページ掲載
4		事務局主幹	事務局主幹		定期的にとりまとめて周辺 地域住民協議会への報告